ロ　避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあっては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が二十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの

二　床面積が三十平方メートル以下の居室（ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた二室は、一室とみなす。）で、地上への出口を有するもの又は当該居室から地上に通ずる建築物の部分が次のイ又はロに該当するもの

イ　令第百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けた部分

ロ　採光上有効に直接外気に開放された部分

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　基準強度 一～八　（略） 九　第一第十九号イに規定する直交集成板の繊維方向の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_s並びに同号ロ(3)に規定する直交集成板のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次のイからホまでに掲げるものとする。 イ・ロ　（略） ハ　第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、構成の方法が三層三プライ、三層四プライ、五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ、五層五プライ、五層七プライ又は七層七プライであるものに限る。）の曲げの基準強度F_bは、その方向に応じて、次の表に掲げる式によって計算した数値とする。	第三　基準強度 一～八　（略） 九　第一第十九号イに規定する直交集成板の繊維方向の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_s並びに同号ロ(3)に規定する直交集成板のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次のイからホまでに掲げるものとする。 イ・ロ　（略） ハ　第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、構成の方法が五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ又は七層七プライであるものに限る。）の曲げの基準強度F_bは、その方向に応じて、次の表に掲げる式によって計算した数値とする。

(一)	(二)
積層方向	幅方向
$F_b=0.4875\sigma_{b_oml}\frac{I_A}{I_0}$	$F_b=0.6\sigma_{b_oml}\frac{A_A}{A_0}$

この表において、σ_{b_oml}、I_A、I_0、A_A及びA_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

σ_{b_oml}　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げ強度、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側の層に使用するラミナの曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、ラミナの曲げ強度はＭＳＲ区分又は機械等級区分によるものにあっては次の表一に掲げる数値と、目視等級区分によるものにあっては次の表二に掲げる数値とする。